

栃木県内部統制における適用範囲の拡大について

令和 7 (2025) 年 7 月 24 日 経営管理部行政改革 I C T 推進課

1 内部統制の概要

内部統制とは、組織の目的達成を阻害するリスクを一定水準以下に抑えるため、組織内の全ての者が遂行する取り組みとして、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日に都道府県及び政令指定都市に導入が義務づけられた制度。(地方自治法第150条)

本県では令和元(2019)年11月25日に「栃木県内部統制基本方針」を策定し、内部統制の対象事務等を明示している。

【対象事務】財務会計、個人情報等保護、公文書管理、情報セキュリティ ※財務会計は法定事務、その他は本県独自の事務

2 内部統制の適用範囲の拡大について

地方自治法第150条によると、都道府県における内部統制の対象範囲は「知事が担任する事務に係るもの」とされている。本県では「栃木県内部統制実施要領」において内部統制の適用範囲を定めており、これまで「知事部局及び企業局」を対象として内部統制の評価等を実施してきた。

一方、令和 6 (2024) 年 9 月に監査委員から知事宛てに提出された「令和 5 年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書」において『内部統制の評価対象範囲を行政委員会等まで拡大するよう検討されたい』旨の意見が付されたことから、内部統制の適用範囲の見直しを行うこととし、内部統制対象事務のうち、行政委員会等の職員が知事の事務を補助執行する等により実施している「財務会計事務」について、内部統制の適用範囲を行政委員会等まで拡大することとした。

なお、行政委員会等における財務会計以外の 3 事務（個人情報等保護、公文書管理、情報セキュリティ）については、それぞれの執行機関が事務を担当しており、知事の権限外の事務となることから、引き続き対象外とする。

(変更前)

部局名	内部統制対象事務			
	財務会計	個人情報等保護	公文書管理	情報セキュリティ
知事部局	○	○	○	○
企業局	○	○	○	○
議会事務局				
人事委員会事務局				
監査委員事務局				
労働委員会事務局				
教育委員会事務局				
警察本部				

(変更後)

部局名	内部統制対象事務			
	財務会計	個人情報等保護	公文書管理	情報セキュリティ
知事部局	○	○	○	○
企業局	○	○	○	○
議会事務局	○			
人事委員会事務局	○			
監査委員事務局	○			
労働委員会事務局	○			
教育委員会事務局	○			
警察本部	○			

3 スケジュール

- ・ R7(2025)年 4 月～：財務会計事務について、内部統制の適用範囲を行政委員会等まで拡大
- ・ R8(2026)年度：令和 7 年度内部統制評価報告書の作成（行政委員会等を評価対象とする）